

令和8年 第9回 福岡市東区選挙管理委員会

令和8年6月1日（月）

【 議 題 】

- 1 議案第42号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第43号 選挙人名簿に登録する者について
- 3 議案第44号 在外選挙人名簿から抹消する者について

< 次 回 >

委員会 令和8年7月17日（金）午前10時～

議案第 42 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年6月1日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 森 英 鷹

- |   |           |          |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数   | 777 人    |
|   | 内訳 死亡者    | 156 人    |
|   | 市外転出者     | 621 人    |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり   |
| 3 | 抹消年月日     | 令和8年6月1日 |

(根拠)

・公職選挙法第 28 条第 1 号及び第 2 号の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

(表示及び訂正等)

第二十七条

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

## 令和8年6月1日 投票区別抹消者数一覽

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	2	3	5	14	10	24	16	13	29
2馬出第二	0	2	2	5	6	11	5	8	13
3箱崎第一	3	1	4	17	14	31	20	15	35
4箱崎第二	3	1	4	9	5	14	12	6	18
5箱崎第三	2	2	4	8	14	22	10	16	26
6菅松第一	0	0	0	12	12	24	12	12	24
7菅松第二	1	3	4	8	14	22	9	17	26
8菅松第三	1	0	1	9	14	23	10	14	24
9松島第一	1	0	1	13	10	23	14	10	24
10松島第二	2	3	5	11	9	20	13	12	25
11名島第一	4	1	5	4	8	12	8	9	17
12名島第二	4	2	6	5	6	11	9	8	17
13千早	3	0	3	9	7	16	12	7	19
14千早西	0	2	2	6	6	12	6	8	14
15香陵	2	2	4	2	2	4	4	4	8
16香椎浜	3	1	4	2	4	6	5	5	10
17城浜	3	1	4	4	2	6	7	3	10
18舞松原第一	1	2	3	1	1	2	2	3	5
19舞松原第二	3	4	7	7	5	12	10	9	19
20若宮第一	1	1	2	1	4	5	2	5	7
21若宮第二	2	1	3	4	0	4	6	1	7
22香椎第一	2	2	4	12	6	18	14	8	22
23香椎第二	1	0	1	8	12	20	9	12	21
24香椎下原第一	2	0	2	3	3	6	5	3	8
25香椎下原第二	0	2	2	16	12	28	16	14	30
26香椎東第一	2	1	3	5	4	9	7	5	12
27香椎東第二	3	1	4	6	4	10	9	5	14
28香住ヶ丘第一	2	2	4	18	13	31	20	15	35
29香住ヶ丘第二	2	1	3	4	1	5	6	2	8
30和白第一	0	3	3	4	9	13	4	12	16
31和白第二	3	0	3	10	4	14	13	4	17
32三苦	2	3	5	13	11	24	15	14	29
33奈多第一	4	1	5	3	3	6	7	4	11
34奈多第二	2	1	3	2	0	2	4	1	5
35美和台第一	3	0	3	2	4	6	5	4	9
36美和台第二	1	2	3	7	6	13	8	8	16
37和白東第一	1	2	3	5	4	9	6	6	12
38和白東第二	0	3	3	7	3	10	7	6	13
39西戸崎第一	1	2	3	5	1	6	6	3	9
40西戸崎第二	1	1	2	1	0	1	2	1	3
41志賀第一	0	1	1	1	1	2	1	2	3
42志賀第二	0	1	1	0	0	0	0	1	1
43志賀第三	1	0	1	0	0	0	1	0	1
44照葉第一	1	2	3	11	8	19	12	10	22
45照葉第二	1	2	3	8	9	17	9	11	20
46多々良第一	4	0	4	14	7	21	18	7	25
47多々良第二	1	2	3	2	2	4	3	4	7
48八田	0	1	1	5	5	10	5	6	11
49青葉第一	4	1	5	4	4	8	8	5	13
50青葉第二	1	1	2	2	3	5	3	4	7
合計	86	70	156	329	292	621	415	362	777

議案第 43 号

選挙人名簿に登録する者について

令和8年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和8年6月1日

福岡市東区選挙管理委員会  
委員長 森 英 鷹

- 1 登録する者の数 2,900人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和8年6月1日

(根拠)

- ・公職選挙法第 22 条の規定による。

(登録)

第二十二條

市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常に登録日後に変更することができる。

※ 登録月

第十九條第二項（永久選挙人名簿）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調整及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

※ 登録される資格を有する者

(被登録資格等)

第二十一條第一項

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和8年5月20日現在登録者数			令和8年6月1日消抹			令和8年6月1日登録			移替			令和8年6月1日登録者数					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	抹消			登録					
										男	女	計	男	女	計			
1馬出第一	2,742	3,090	5,832	16	13	29	31	36	67	6	11	17	8	5	13	2,759	3,107	5,866
2馬出第二	2,214	2,366	4,580	5	8	13	27	21	48	3	7	10	5	2	7	2,238	2,374	4,612
3箱崎第一	2,710	3,138	5,848	20	15	35	35	41	76	7	12	19	12	10	22	2,730	3,162	5,892
4箱崎第二	3,098	3,092	6,190	12	6	18	30	28	58	6	8	14	6	5	11	3,116	3,111	6,227
5箱崎第三	2,794	3,283	6,077	10	16	26	33	31	64	11	6	17	4	4	8	2,810	3,296	6,106
6笹松第一	3,057	2,808	5,865	12	12	24	47	24	71	13	13	26	12	12	24	3,091	2,819	5,910
7笹松第二	3,821	3,957	7,778	9	17	26	54	42	96	7	9	16	16	14	30	3,875	3,987	7,862
8笹松第三	3,193	2,906	6,099	10	14	24	48	44	92	6	7	13	10	3	13	3,235	2,932	6,167
9松島第一	3,044	2,598	5,642	14	10	24	44	26	70	3	5	8	4	5	9	3,075	2,614	5,689
10松島第二	3,354	3,429	6,783	13	12	25	44	44	88	13	6	19	4	2	6	3,376	3,457	6,833
11名島第一	4,541	4,999	9,540	8	9	17	53	46	99	4	10	14	5	5	10	4,587	5,031	9,618
12名島第二	1,906	2,102	4,008	9	8	17	18	20	38	1	4	5	8	6	14	1,922	2,116	4,038
13千早	4,103	5,120	9,223	12	7	19	55	70	125	3	7	10	4	6	10	4,147	5,182	9,329
14千早西	3,690	4,436	8,126	6	8	14	45	34	79	8	6	14	9	8	17	3,730	4,464	8,194
15香陵	2,197	2,631	4,828	4	4	8	21	13	34	1	1	2	2	2	4	2,215	2,641	4,856
16香椎浜	2,894	3,743	6,637	5	5	10	17	25	42	2	4	6	7	5	12	2,911	3,764	6,675
17城浜	958	1,484	2,442	7	3	10	7	3	10	2	2	4	0	0	0	956	1,482	2,438
18舞松原第一	1,771	2,022	3,793	2	3	5	20	12	32	3	3	6	2	3	5	1,788	2,031	3,819
19舞松原第二	2,202	2,636	4,838	10	9	19	28	41	69	3	6	9	5	6	11	2,222	2,668	4,890
20若宮第一	2,435	2,662	5,097	2	5	7	18	20	38	3	4	7	4	5	9	2,452	2,678	5,130
21若宮第二	1,413	1,468	2,881	6	1	7	13	14	27	3	4	7	2	7	9	1,419	1,484	2,903
22香椎第一	2,810	3,132	5,942	14	8	22	44	40	84	8	8	16	3	7	10	2,835	3,163	5,998
23香椎第二	2,536	2,976	5,512	9	12	21	33	38	71	6	11	17	6	5	11	2,560	2,996	5,556
24香椎下原第一	1,669	1,628	3,297	5	3	8	14	13	27	2	2	4	4	0	4	1,680	1,636	3,316
25香椎下原第二	4,688	4,305	8,993	16	14	30	66	49	115	8	8	16	11	17	28	4,741	4,349	9,090
26香椎東第一	2,944	3,161	6,105	7	5	12	36	26	62	5	6	11	7	5	12	2,975	3,181	6,156
27香椎東第二	2,412	2,687	5,099	9	5	14	19	22	41	4	3	7	4	3	7	2,422	2,704	5,126
28香住ヶ丘第一	4,636	4,554	9,190	20	15	35	68	61	129	4	6	10	7	11	18	4,687	4,605	9,292
29香住ヶ丘第二	2,355	2,705	5,060	6	2	8	16	29	45	3	5	8	5	7	12	2,367	2,734	5,101
30和白第一	2,482	2,580	5,062	4	12	16	39	41	80	4	5	9	2	5	7	2,515	2,609	5,124
31和白第二	2,784	3,217	6,001	13	4	17	36	29	65	3	8	11	10	9	19	2,814	3,243	6,057
32三苦	3,580	3,862	7,442	15	14	29	38	43	81	3	8	11	5	3	8	3,605	3,886	7,491
33奈多第一	2,349	2,662	5,011	7	4	11	21	24	45	3	3	6	4	3	7	2,364	2,682	5,046
34奈多第二	1,146	1,355	2,501	4	1	5	13	8	21	0	0	0	4	3	7	1,159	1,365	2,524
35美和台第一	2,906	3,323	6,229	5	4	9	25	32	57	2	5	7	3	2	5	2,927	3,348	6,275
36美和台第二	3,212	3,736	6,948	8	8	16	41	34	75	4	3	7	4	5	9	3,245	3,764	7,009
37和白東第一	2,594	2,787	5,381	6	6	12	32	27	59	6	4	10	3	2	5	2,617	2,806	5,423
38和白東第二	2,400	2,632	5,032	7	6	13	28	28	56	2	7	9	6	5	11	2,425	2,652	5,077
39西戸崎第一	1,769	2,021	3,790	6	3	9	17	18	35	1	1	2	2	2	4	1,781	2,037	3,818
40西戸崎第二	599	647	1,246	2	1	3	3	2	5	0	0	0	0	2	2	600	650	1,250
41志賀第一	397	468	865	1	2	3	2	1	3	0	0	0	0	0	0	398	467	865
42志賀第二	67	94	161	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	68	93	161
43志賀第三	97	103	200	1	0	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	97	104	201
44照葉第一	2,531	2,782	5,313	12	10	22	36	39	75	0	1	1	4	8	12	2,559	2,818	5,377
45照葉第二	2,815	3,106	5,921	9	11	20	48	49	97	5	2	7	9	8	17	2,858	3,150	6,008
46多々良第一	5,038	4,511	9,549	18	7	25	75	45	120	10	11	21	5	11	16	5,090	4,549	9,639
47多々良第二	1,004	1,165	2,169	3	4	7	8	9	17	2	1	3	0	2	2	1,007	1,171	2,178
48八田	2,509	3,097	5,606	5	6	11	25	22	47	5	5	10	3	8	11	2,527	3,116	5,643
49青葉第一	2,517	2,995	5,512	8	5	13	24	20	44	1	5	6	2	4	6	2,534	3,009	5,543
50青葉第二	1,917	2,170	4,087	3	4	7	7	11	18	2	3	5	4	4	8	1,923	2,178	4,101
合計	126,900	138,431	265,331	415	362	777	1,504	1,396	2,900	201	256	457	246	256	502	128,034	139,465	267,499

議案第 44 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和8年6月1日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- 1 抹消する者の数 1人  
内訳 住民票が新たに作成された後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 抹消年月日 令和8年6月1日

※参考：在外選挙人登録数（東区）			
男	43人	女	104人
計	147人		
(R8.6.1 委員会終了後)			

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の11第1号の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。